

平成25年(ワ)第46号, 第220号, 平成26年(ワ)第224号

福島原発・いわき市民損害賠償請求事件

原告 武田悦子 外1573名

被告 国外1名

準備書面(67)

地域力低下による平穩生活権侵害

2018(平成30)年9月5日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

小野寺利孝

孝



外

同

広田次男

男



外

同

鈴木堯博

博



外

同

米倉勉

勉



外

同

笹山尚人

人



外

同

市野綾子

子



外

同

渡辺淑彦

彦



外

同

坂田洋介

介



外

同

吉田悌一郎

一郎



外

外

外

本準備書面は、原告らのような「滞在者」の平穩生活権侵害は、1) 初期混乱期に限定されるものではないこと、また、2) その内容としても、滞在者の精神的被害は、決して「生命・健康に対する不安や恐怖感」だけに留まるものではないことを明らかにしようとするものである。その被害とは、一言でいえば、原発事故によって、①地域産業に甚大な影響が生じ、②名誉棄損にも類似するような地域全体の社会的評価が低下させられ、③各住民の行動の自由にも様々な自主規制が課せられるような環境の中で、従前とは全く異なる生活を送ることを余儀なくされていることから生ずる継続的な精神的損害である。

既に、損害論総論（準備書面56）で述べたが、被侵害利益としては第三期における精神的損害、すなわち「放射能被害により家庭生活上、地域生活上、職業上等被った、様々な困難、障碍、不便等によって引き起こされた無形損害及び精神的苦痛」について、具体的に論じようとするものである。

第1 地域変容・地域力低下・生活の質の低下

1. 被害の甚大性・広範性・継続性

今回の原発事故でもたらされた放射能災害は、日本史上空前の規模である。その被害はあまりに甚大であり、広範な被害である。しかも、長期にわたり影響が継続することは確実な情勢にある。福島県の場合、他の地震・津波被災地のように復興に向かいたくても、あらゆる局面で放射線問題がその行く手を閉ざし、容易に復興に向かえないという状況が継続的に続いている。

2. 滞在者の継続的ストレス

被告東電は、いわき市の空間線量について「低線量」などと主張するが、原発事故以前の数値を超える空間線量や土壌汚染が現在も観測され続けていることは周知の事実である。また、いわき市でも山菜や魚介類の一部に基準値を超えるものが見つかっている。このような空間線量の高さや内

部被ばくへの懸念から、観光業、農業、漁業などへの被害は根強く続いている。さらに、いわき市の各商業者は、相双地区という広大な商圈を失ったことから、現在も間接損害が継続している。

これらの事実は、現在も、直接及び間接に、いわき市民に精神的負担となって、暗い影を落とし続けている。例えば、新鮮で美味しかったはずの地場産の野菜や果物に対する疑心暗鬼は現在も消えない。山菜やキノコなどは出荷制限が解除されておらず、食すること、親族や他人に差し上げることにも抵抗がある。福島県沖の漁業は現在も試験操業にとどまっている状態であり、水揚げ量は、原発事故以前の1割程度にとどまり、滞在者も地場産の魚を自由に食することができない状態が続いている。川魚や近海魚に対する不安感などは現在も続いている。海水浴や川遊びに行こうという気持ちになれない。原発事故以前でまったく想定していなかった不安が、生活の隅々にまで広がり、それが強いストレスとなり、滞在者の精神的負担となっているのである。

強い不安を抱きながら日常生活を送る長期間送ることは不可能である。なるべく考えないようにしようとしても、強い北風が吹けば放射能の拡散が気になるし、汚染水問題が生ずるたびに海への影響が気になる。甲状腺がん患者数の報道を見れば、本当にこの地が安全なのか不安になるのである。基準値を超えた食品の報道が出るたびに、再び不安な状態に引き戻される。放射性物質の影響にも定説はなく、その影響について、人によってとらえ方に差があるとはいえ、滞在者は、心の奥底で、生命・健康侵害への不安や危惧感に苛まれていると言っても過言ではない。放射性物質の将来的影響も計り知れず、世代を超えて遺伝的影響が出るかもしれないという不安も常に持っている。放射性物質は、人の遺伝子情報という生命体の根源的価値を傷つける物質であり、その恐れや心配が、日々、滞在者に対し、ストレスを与え続けている。しかも影響の有無の「曖昧さ」ゆえに、人それぞれとらえ方が異なり、その立場の違いが、人の心の分断や軋轢、

対立などに発展してしまう。その分断・軋轢・対立が、滞在者にとっても、新たな心理的ストレスとなっているのである。

3. 不安定な廃炉作業中の原発（不快施設）と広範な汚染地域の存在

福島県浜通り地域は、文化的にも、経済的にも一体性を有する地域である。ところが、現在も不安定な状態で廃炉作業中の原発が存在し、また、その周辺には立ち入ることができない汚染地域が広がり、地域を実質的に分断してしまっている。人は行動する社会的存在である。すぐ近くに、このような深い施設や汚染地帯があれば、当然に、生活上の大きな支障となって、個々の住民の行動を制限し、精神的負担となる。近くにこのような地域が存在すれば、当然のことながら、地域は変容し、原発事故以前と同様の平穏な生活を維持することは難しくなっている。

4. 生活内避難，行動の自主規制

各滞在者は、予防原則の観点から、どうしても従前の行動を自主規制し、「生活内避難」といわれるように、従前の平常の生活スタイルを変更せざるを得ない。例えば、海遊び、山遊びに行くことを躊躇したり、地場産の野菜や果物、キノコや山菜、川魚や近海の魚を食したり、差し上げることを止めるなどである。

このように、滞在者は、必要以上の放射性被ばくを避けるために、何らかの自主規制を行いながら生活している。このような行動を「生活内避難」などと言われるが、その結果、本来享受できたはずのいわき市の自然環境を十分に享受できないまま生活を送らざるを得ない。

自主避難の実行やその継続は容易にはできない。自主避難を実行しようとしても避難先での生活を維持するだけの経済的見通しが無い家庭が大半である。また、自主避難によって、家族が分断されるよりも、一定の不安や危惧感の中で生活した方が、全体として負担が少ないなどの事情を考慮し、究極の選択として、滞在者は、適当なところで「放射能と折り合う」ことを強制されているのである。

5. 社会的評価の低下，差別

福島県は，美しい自然や，四季折々の食材に恵まれた地域であった。しかし，事故後，「フクシマ」などとカタカナ表記されるようになったことに象徴されるように，世界からは，福島県全体が汚染地帯と考えられることが多い。現在も，福島県産の食品等が，各国でいまだに輸入規制がかけられたり，海外の消費者団体が福島県産の食品輸入に反対したりなどの報道を見てもそれは明らかである。また，風評被害は，距離が離れるほど強くなっていく傾向があることから，特に西日本以西を中心に，未だに福島県内の企業との取引が再開されないなどの風評被害・間接被害を受けている。

原発事故で，今まで積み上げてきた地域全体の地域力や，社会的評価が極限まで低下してしまっている。あたかも当該地域住民全体が，汚染地帯のようなレッテルを貼られたかのような，名誉棄損による不法行為にも似た被害を受け続けている。これだけの甚大な被害を地域住民全体に与え，被害がいつ回復するかもわからない継続性が認められ，地域住民に深い悲しみ，怒り，絶望感を与えるという被害は，原発事故特有のものである。そしてそれは，単なる不快感や不安感を超えて，滞在住民一人一人の権利が日々侵害され続けているといえる。

6. 漁業・観光・農業関連産業を中心とする被害の継続と精神的損害

(1) 漁業

いわき市はもともと海の街であるが，いまだに，漁業の本格操業が行われず，試験操業のみで，従前の1割程度にしか水揚高は回復していない。海では，汚染水問題という新たな被害が日々発生し，採捕禁止魚種は依然として存在している。その周辺産業（水産加工，鮮魚小売，料亭など）にも大きな影響を及ぼし続けており，回復の見通しは立たない状況である。

(2) 観光業

観光業についても，その打撃はいまだに続き，いわき市の観光交流人口は

いまだに8割程度にしか回復していない。また、ビジネス客を含まない純粋な観光施設の場合、売上は事故以前の6割程度にしか回復していない。山菜やキノコに基準値を超える放射性物質がみられること、福島県沖の漁業の本格操業が始まっておらず、それが地場産のサービス業や観光産業に大きな影響を及ぼしている。そして、これらの仕事に従事している住民の将来への展望に暗い影を落としているのである。

(3) 農業

農業への被害もいわき市においてもいまだに深刻である。放射性物質による農地の汚染、農作物の汚染、さらには、農産物に根強く続く風評被害は、解決の糸口を見いだせない状態にある。福島県産の農作物のブランド力が失われた結果、その価格は急速に低下し、贈答品としても喜ばれなくなってしまっている。これら甚大な被害の継続は、農業者の喜びを奪い、農業者の離農に拍車をかける結果となっている。

7. 地域力低下・生活の質の低下

これら地域全体にもたらした広大な被害を総称して「地域力の低下」とか「生活の質の低下」と呼ぶならば、これら地域力の低下、生活の質の低下の中で、従前の平穏な生活を維持することができていない。各人に精神的ストレスが生じていることは明らかであろう。

第2 中間指針ではカバーされていない損害

1. 中間指針第1次追補と被告東電の賠償

この点、中間指針第1次追補（平成23年12月6日）は、滞在者の損害について「滞在者は、主として放射線被ばくへの恐怖や不安やこれに伴う行動の自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛を被っており、併せてこうした不安等によって生活費の増加費用も生じている場合があると考えられる」としており、滞在者への賠償として、大人の場合、平成23年4月22日までの精神的慰謝料の賠償しか認めていない。

このように、滞在者の損害については、初期混乱期のみの損害、しかも、被ばくへの恐怖や不安、行動の制限への賠償しか対象としていないのである。しかし、滞在者の被害は、被害の発生時期的としても、被害の性質としても、これに限られるものではない。

もとより、中間指針はいわば最低限の賠償枠組みを提示したものであり、被害の実相を明らかにすることで、裁判の場で、それを超える被害が認められる可能性は織り込み済みの中で作られている指針である。平成 23 年 12 月までの情報の中で、上記のような地域力の低下、地域の変容など、原発被害の甚大性・広範性・継続性が十分に分析されていない中で策定された基準に過ぎない。

2. 滞在者の平穏生活権侵害

民法 709 条が、すべての権利が侵害から保護されることを規定し、同 710 条は、右 709 条で保護される権利には、財産権のみならず、身体・自由・名誉が含まれることを規定していることから分かるように、不法行為上、保護されるべき被害は、決して、生命・健康侵害に対する不安・恐怖感を基礎とする権利侵害に限られたものではない。平穏生活権も人格権に裏付けられた重要な人権である。「何人にも生命，身体，財産等を侵されることなく平穏な日常生活を営む自由ないし権利があり，この権利等は，人間の尊厳を守るための基本的，かつ，重要不可欠な保護法益であって，物権の場合と同様に排他性を有する固有の権利」（静岡地方裁判所浜松支部昭和 62 年 10 月 9 日決定）なのである。

原発事故初期段階において、生命身体への直接の不安や危惧感が一定程度弱まった後においても、原発事故により、①地域産業に甚大な影響が生じ、②名誉棄損にも類似するような地域全体の社会的評価が低下させられ、③各住民の行動の自由にも様々な自主規制が課せられるような環境の中で、従前とは全く異なる生活を送ることを余儀なくされるという被害は継続しているのである。

従前の郷土の誇らしさを失い、そのような地域力や生活の質の低下の中で生活を余儀なくされ、様々な自主規制を生活内でしながら生活を送らざるを得ない。今までなら、当然に享受できていた海の幸や山の幸が享受できない。豊かな自然環境の中で生活の楽しみを見出すことなどが実質的に制限されてしまっている。当然のことながら、このような制限は、個々の精神的負担を伴うものである。

以下、①地域産業に甚大な影響が生じ、②名誉棄損にも類似するような地域全体の社会的評価が低下させられ、③各住民の行動の自由にも様々な自主規制が課せられるような環境の中で、従前とは全く異なる生活を送ることを余儀なくされるという被害について、具体的に論ずる。

第3 地域産業への甚大な影響1（漁業）

1. いわき市は海の町である。いわき市沖は、千島海流（寒流）と日本海流（暖流）がぶつかる「潮目の海」として、プランクトンが豊富に発生し、大小さまざまな魚が集まる豊かな漁場であった。いわき市沖の漁場で育った魚は、「常磐もの」と呼ばれ、築地でも目利きの仲買人が高値で購入する魚であった。その種類も豊富であり、カツオ、サンマ、サバなどの回遊魚ばかりでなく、アンコウ、メヒカリ、ヒラメ、ヤナギガレイ、ウニ、アワビなど、沿岸に生息する魚介類が、四季を通じていわき市内の各漁協に水揚げされていた。小名浜地区を中心に、水産加工品の開発・製造も盛んであった。いわき市の代表的な水産加工品としては、ウニの貝焼き、カレイの一夜干し、サンマのミリン干し、粕漬など、様々な種類の加工品がある。これらの加工品は、いわき市民から他の地域に住む人へのお中元やお歳暮などの贈答品として利用されていた。また、いわき市に年間1000万人も来ていた観光客（甲A409）の土産物としても重宝されていた。
2. ところが、原発事故は、漁業を中心とする地場産の食品の流通市場を一変させてしまった。福島県沖では、当初、魚介類から国の基準値を大きく

超えた放射性物質が検出されたことから、沿岸漁業は、今日に至るまで自粛しており、試験操業しか行っておらず、本格操業開始の目途は立っていない。沿岸流が南に流れることにより、原発の南側（いわき市側）は、北側に比べて放射性セシウム濃度が高くなっており、原発の南に位置するいわき市沿岸は、相馬方面より一層深刻な状況にある（甲A410）。原発事故前までは、「常磐もの」として珍重されていたいわき沖の魚は、今や築地では「捨て値」しかつかない商品に成り下がってしまっているのである（甲A451）。

3. 海産物については、相次いで汚染水問題が、事故後もたびたび生じており（甲A452）、魚介類に対する風評被害は、残念ながら現在でも継続している。消費者庁でも、半年ごとに消費者の意識調査をしているが、残念ながら、福島県産の食品を忌避する消費者は20%近くおり、内部被ばくの恐れのある食品についての風評被害が現在も継続していることが分かる（甲A453）。
4. 漁獲高は震災前の25,000トンの1割程度に留まっており（甲A454）、地元産の魚を地元住民が食することが出来ない状態が続いている。近海物の魚は、現在も、禁止魚種にいまだに指定されているものもある（甲A455）。
5. このように、いわき市民（滞在者）は、海の環境の激変の中で日々の生活を余儀なくされている。現在も福島県沖では試験操業しか行われていないため、近海物の魚は手に入らないし、手に入ったとしても、放射性物質の含有について不安が残る。以前は贈答品として重宝されていた地場産の魚や加工品を贈答品にする気持ちになれない。また、魚介類の物々交換を通じた地域の相互のコミュニケーションも弱くなってしまっている。これらが、滞在者の精神的負担となり、従前の平穏な生活が害され続けているのである（甲A148・29頁）。

第4 地域産業への甚大な影響2（観光業）

1. 原発事故により、福島県内の観光産業は壊滅的な打撃を受け、そして現在もその影響は消えない。原発事故当初、原発事故の凄惨な状況は、日本のみならず、世界中に報道され、福島県の観光交流人口は大幅に減少した。いわき市も例外ではなく、「いわきというだけで観光客は来ない」（甲A 456 985頁 原発事故に起因した観光分野における風評被害を伝える主な新聞記事 986頁以下 現地調査の概要）状態となってしまった。その影響は、その後も長期にわたり続いている。
2. 原子力賠償紛争審査会の観光分野における専門委員調査報告書を見ても明らかなおおり、観光業は最も風評被害を受けやすい業種である。福島県への旅行回避の傾向は顕著であり（甲A 456 993頁 福島原発事故による旅行意向に係る意識④等参照）、原発事故により壊滅的な被害を受けて経営を維持することができず、廃業してしまう旅館が相次いだ。原発事故による平成23年のいわき市の交流人口は前年に比べて705万6190人（65.7%）も減少した。この観光交流人口は、福島第一原発を収束するために来た原発作業員、除染作業員やビジネス目的でいわきに来た者を含む数字であり、いかに市外からの観光客の流れがストップしたかが読み取れる。
3. 原発事故、さらには、その後度重なる汚染水問題により観光客は激減したままである。以前なら、海水浴や常磐沖の新鮮な魚を目当てとする観光客が多数来ていたが、激減したまま回復していない。いわき市の観光交流人口の推移を見ると、例年1000万人以上いた観光交流人口は、ビジネス客を含めても700万人台から800万人台で推移している状況にある（甲A 457）。
4. 平成23年は閉鎖となった勿来海水浴場では平成24年7月16日に海開きをしたが、同年8月11日までの間の海水浴客は7,970人に止まり、本件事故前の約4%という惨憺たる状況であった（甲A 458）。

平成26年7月20日から8月17日では、2万1938人と微増したものの、原発事故前の水準に全く及ばないばかりか平成25年よりも減少傾向にある（甲A457）。福島第一原発での汚染水漏れに関するニュースが繰り返し報道されており、海水浴客の心理として汚染水を懸念することは当然の心理である。関東圏の家族やグループの中であえていわき市の海水浴場を選ぶ者は少なく、湘南や大洗などの海水浴場が選択されてしまっている。原発事故前は海釣りやってくる者も多かったが、福島第一原発の汚染水対策が全く計画通りに進んでいない現状に鑑みて心理的疎遠の傾向が年々強まっていると思われる。

5. 原発事故の根強い影響が続き、観光業に対する被害が回復傾向にある状況とは到底言えない。平成28年度の福島での教育旅行者は、震災前の6割に止まっており（甲A459）、依然として、子どもを持つ家庭において福島が疎遠する傾向がみられる。家族連れの観光客も来ないのも当然である。外国からの宿泊客も全く回復していない。平成22年以降、全国的に外国人観光客が激増するなかで（平成22年比で、全国平均146.2%増）、福島県だけは、-18.2%となっており、外国人観光客のインバウンド効果を、福島県だけが受けられない状態が続いている（甲A460）。
6. 以上のとおり、現在においても観光業に対する風評被害がいかに深刻であるかを表す結果となっている。これは、原発事故による観光業への影響がいかに深刻であり、県外からの観光客にとって、原発事故による影響を懸念して旅行先として回避する傾向が依然として強いことを示すものである。このようないわき市を代表する産業の一つである観光業の停滞は、いわき市に居住する住民にも将来への不安となって、暗い影を落とし続けており、今後のこの地域の将来への大きな不安となっているのである（甲A461、甲A148・29頁）。

第5 地域産業への甚大な影響3（農業）

1. 福島県は、全国でも有数の農業県である。生産量の多いものとしては、コメ、キュウリ、トマト、果物では、モモ、ナシ、リンゴなどである。特に、福島県は、東北有数の米どころであったが、現在の生産量は、原発事故前の4分の3に減少してしまっている。その大きな要因のひとつが風評被害である。福島県産の米はすべて放射性物質に関する検査を実施し、平成27年以降、国の基準値を超えるものは公表されていないが、全国平均と比べ安い価格での取引が固定化し、その多くが「業務用米」など、福島県産とわからない形で流通している状況にある。福島県のコメというブランド力は、原発事故によって地に落ちてしまったのである（甲A462）。
2. 福島県以外に住む消費者のアンケート調査でも、およそ2割の消費者が、福島県産の食材を避けていると回答している。さらに、流通段階での風評被害はさらに深刻である。小売り業者で7割、卸売業者で6割の流通業者が、福島県産のコメを避けているのである。基準値を超えるコメは検出されていなくても、風評被害を完全に払しょくすることは難しいのである（甲A462）。
3. このように福島県産の米や野菜・果物については、現在も厳しい状況が続いている。多くの野菜や果物は、福島県産というだけで買ったたかれてしまうのである（甲A463）。風評被害によって、農家の生産意欲をそぎ、福島の農業の未来が奪われかねない事態にもなっているのである。原発事故の農業への影響は、単に食の安全の問題にとどまらず、農業に携わる営農活動そのものへ大きく影響を与えている。このように原発事故が福島県の農業に残した傷は非常に深い。風評被害により生産量・価格とも事故前の水準には戻っていない。
4. 農業という基幹産業が弱体していく中で、農業に従事している住民ばかりではなく、この地域に居住する住民は、将来に不安を覚えながら日々の生活を送らざるを得ないのである（甲A148・29頁）。

第6 社会的評価の低下

1. 福島差別の継続も無視できない。震災直後は、いわき市民も、ガソリンスタンドで給油を拒否されたり、旅館で宿泊を断られたりなどの差別的被害を受けた。多数の福島県から避難した子供たちが、いじめの被害を受けていたことも報道されている。その背後には、福島県民に対する社会的差別が厳然として存在していると言え、それは滞在者の心に不安となっている（甲A464）。
2. 住民へのアンケートを見ると、将来、福島県出身というだけで差別されるのではないか、結婚などで問題が生ずるのではないかなどの不安の声が寄せられる（甲A148・18頁）。また、福島県産の米や野菜・果物などを贈答品として送っても迷惑をかけるのではないかという自主規制も働いてしまう。福島県という地域全体が、名誉棄損にも似た利益状況のような社会的評価を受け続け、福島県のブランド力を低下させられたままで推移している。こうした福島の農産物等のブランド力の低下への不安は、多くのいわき市民が抱いていると考えられる（甲A148・29頁）。
3. このような不安を避けようと、福島県からの転出も多くみられる。放射能災害を引き金となって、福島県の人口も短期間で202万人台から189万人台にまで減少した（甲A465）。若い層が残らない地域に未来の希望を託すのは無理であって、人口の急激な現象が、最大の地域的被害ともいえるだろう。特に、福島県の小中学生・園児約21万人のうち、約8%に当たる子供たちが転出している。子どもと母親と一緒に避難し、父親と高齢者は地元に残るなど、多くの家族の分裂は今でも続いている。当たり前の権利である「家族とともに暮らすこと」が難しい状態になっているのである。このような事実は、残された滞在者の精神的負担となっているのである。

第7 各種行動の自主規制

1. 原発事故により、キノコや山菜、農作物は放射能に汚染されたため、家族間でも放射性物質の影響について意見の対立が生じ、分断が生じた。また、人によって放射性物質の捉え方が異なることから、いわゆるおすそ分けをするような気持にもなれなくなってしまった。いわき市内の除染が進み、畑の農作物に含まれる放射性物質が減少しても、自家消費やおすそ分けをためらう者は多い（甲A147の25頁，44頁等）。
2. 甲A第148号証は、平成26年11月から平成27年7月にかけての原告らのアンケート式陳述書の内容をまとめた報告書である。同報告書16頁によると、自家菜園をやめたり制限している者は38.8%，地元でキノコ、山菜採りをしなくなった者は、52.2%，米や野菜を送っても喜んで食べてくれる人がいないと答えたものは36.5%である（いずれも1152人中）。原発事故前は、市場に野菜を出していたが、事故以来耕作意欲もなくなってしまった者（甲A147の25頁），野鳥の会をやめた者，家庭菜園をやめた者（甲A147の34頁），自分の作った米から少しでも放射性物質が検出されたら、自分の生産物全てが否定されたようで恐ろしいと感じている者（甲A147の35頁），生きがいになっていた山野草の栽培をやめてアルコール依存症になってしまった者（甲A147の38頁）など、趣味や生きがいをなくしてしまった者は多い。滞在者の多くがこのような精神的ストレスを受けて続けていることが分かる。
3. また、甲A第148号証の報告書20頁によると、原発事故による避難や被ばくによる健康影響に対する考え方等が原因で、周囲との人間関係に不安や苦痛を感じている者はおよそ4割に上っている（100%—無回答率61.6%）。この結果、放射性物質の影響についての話題をあえて出そうとしないような行動の規制が生じてしまっている。

第8 最後に

東京電力福島第一原発事故から7年になるのを前に行われた福島県民を対象とした世論調査によれば、放射性物質が自身や家族に与える影響への不安について聞くと、「大いに」21%、「ある程度」45%を合わせて66%が「感じている」と答えている。また、福島県全体で、元のような暮らしができるのは、どのくらい先かを聞くと、「20年より先」が54%と最も多く、「20年ぐらい」19%、「10年ぐらい」16%との結果であった(甲A466)。

本件訴訟は、これだけ多数の県民が、事故後7年を経ても放射性物質に不安に感じ、また、元の生活を取り戻すには至っていないことに対し、滞在者の損害として、司法がどう応えるかを問うている裁判である。

以上